

各介護サービスを運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)

介護保険法改正(平成28年4月1日施行)に伴う鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈の一部改正について(通知)

本県の介護保険施策の推進については、日頃、御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成28年4月1日から地域密着型通所介護サービスが新設されることに伴い、指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正され、本県においても、下記のとおり条例及び施行規則の一部改正を行ったところです。

この県条例及び施行規則の改正に伴い、平成27年7月24日付第201500065811号「介護保険制度改正に伴う鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈の一部改正について(通知)」について、一部改正を行い、平成28年4月1日より適用しますので、御承知ください。

なお、通知の改正は、条例等の条ずれへの対応など、形式的なものであり、解釈が変更になるものではありません。

担当：介護サービス事業・施設担当(0857-26-7175)

記

1 解釈通知の改正内容

「介護保険制度改正に伴う鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈の一部改正について(通知)」(平成27年7月24日付第201500065811号)を、別添1のとおり改正し、平成28年4月1日より適用する。

2 条例及び施行規則の名称等

	条例	規則
名称	鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第37号)	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部改正について(平成28年鳥取県規則第24号)
公布日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
施行日	平成28年4月1日	平成28年4月1日

3 2により一部改正が行われた条例及び施行規則の名称等

※老人福祉法及び介護保険法関係の条例及び施行規則のみ記載。

	条例	規則
名称	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号）	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第21号）
		鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）

4 とりネットホームページ掲載先

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211443.htm>